

二戸 麻砂彦 提出 学位請求論文

『節用文字の音注研究』審査要旨

論文の内容の要旨

本論文『節用文字の音注研究』は、字類抄諸本の一つである『節用文字』の漢字音注に関する研究である。『節用文字』は字類抄諸本（世俗および色葉字類抄諸本の総称）の一つとして編纂された古辞書である。「色葉和名」の基準に基づき和訓語彙の蒐集を目指し、数次にわたる増補改訂を経て、語彙数の増加と字音の付載がなされた。その結果、漢文の訓読や作成に大いに貢献し、同時に、字音を把握する際も役に立ったと言える。字音を把握する場合、当初は反切や同音字注で対処したと思われる。しかし、中国音韻学の知識が十分でないこともあり、仮名書きによる音注が模索されるようになった。つまり、より日本語に馴化した

字音を把握することが必要とされるようになったわけである。

字類抄諸本の中で『節用文字』の研究は最も遅れている。『節用文字』の漢字見出しには、複雑な錯綜があり、増補改訂と書写伝承の過程で生じた諸テキスト間における文献批判上の問題がその一因であるといえる。また、増補改訂に関わる諸問題もある。

『節用文字』は、客観的な分析が乏しいにも関わらず、原撰本あるいは世俗字類抄との類似などが言われてきた。つまり、体系的な研究は皆無に近いと言ってもよいのである。

本論文『節用文字の音注研究』では、まず付載された膨大な数に上る四種類の音注すべてを整理し、和訓との連関を視野に入れて一覧表を作成している。その上で、字音を把握するために多様な文献を援用しながら、実態を具体的に分析していく方法をとる。中国語中古音との対照により、基本的対応と異例的対応を明らかにし、仮名音注の体系の究明に努め、『節用文字』に付載された仮名音注

が、日本語に馴化した字音レベルの様相を呈していることを解明している。

本論文は、序論および本論（第1篇～第3篇）の四部で構成されている。

序論においては、『節用文字』の書誌と概要を述べる。同書は首尾を欠いた零帖ながら、『世俗字類抄』『色葉字類抄』など、いわゆる字類抄諸本の一つと認められる。鎌倉時代書写かというが、いまだ詳細な分析がない。同諸本中の原撰本系に関わるものであるかどうか、これも不明である。題目には『節用文字』とあるが、その篇部類を見れば、明らかに字類抄諸本と酷似する。「ヌ」篇の地部に始まり、「ム」篇の飲食部までに至る。各篇は十九部をもつて基本的な構成をしている。すなわち、天・地・植物・動物・人倫・人躰・人事・飲食・雑物・光彩・方角・員（員數）・辞字・重點・疊字（帖字）・諸社・諸寺・國・官である。また、同書は掲出語の錯綜が随所に目立つ。これは初期の編纂段階と増補改訂の過程が複雑であることによる。この点が研究の進展を阻んでいた原因でもある。

当該の『節用文字』を含む字類抄諸本は、常用する基本的な語彙としての和名

を蒐集し、対応する漢字見出しのもとに掲出字を選択していく、という編纂の原則を持って成立した。いわゆる「色葉和名」とも言える体裁である。まず和名をもつて蒐集をするとなれば、その分類体裁としてイロハ順の検索が採用されたのは自然な成り行きと言える。また、これら当時の辞書は漢文の訓読や作成において活用が期待されたであろうから、和訓だけではなく、掲出字の字音を求める場面もあつたはずである。増補改訂が進む中、この要請には反切・同音字注・仮名音注を付載することで対応した。字音注記としては字類抄諸本に限らない一般的な方法と認められる。このことから、字類抄諸本の編纂過程は概ね次の二段階を想定できる。

A 「色葉和名」による和訓語彙の蒐集

(イロハ順の検索を採用した初期段階)

B 語彙数の増加と字音の付載

(利便性の向上を目指した増補改訂段階)

現存する『節用文字』を見る限り、Bの段階に相当すると認められる。

本論／第1篇では『節用文字』に付載された反切および同音字注を整理して一覽となし、その字音が示す特徴を明らかにする。また、『切韻系韻書』や『玉篇』、あるいは『篆隸万象名義』『新撰字鏡』『類聚名義抄』『法華経音義』『法華経字音点』等と対照することで、出典となった引用書を解明する。現存する『節用文字』は「色葉和名」を目的とした原初形態の原撰本系諸本とは考えにくく、数度の増補改訂を経た状況を示している。その過程で付載されたであろう反切と同音字注について、その分析結果を集約すると、次のようになる。

I 反切十五例は最低限の字音把握を必要とした初期の増補改訂段階において加えられた可能性が高い。

II 反切の出自としては、切韻系韻書に一致する反切が十一例、玉篇が二例、周禮注が一例、不明が一例である。複数に渡る増補改訂の際、切韻系韻書や玉篇などから、それぞれ別々に付載したか、あるいは複数の出典を含む何らかの文献

から孫引きしたか、いずれかを想定する。

Ⅲ 同音字注は五例と少ないが、掲出字の字音を把握するに際して、留意を要する場合に付載する。その出自は不明である。

本論／第2篇では『節用文字』に付載された仮名反切を整理して一覧となし、その字音が示す特徴を明らかにする。和訓を先んじて示し、後に字音たる仮名反切を添加するというのが、原則的な標準形式であるが、この原則に該当しない変則形式も存在する。また、仮名音注でありながら、なぜ「反」を付加したかという点は編纂過程の問題に連なる。第2篇を纏めると、以下のような結果を得る。

Ⅳ 「反」表示がある仮名反切八十九例は、一定の編纂方針のもと、日本語に馴化した字音把握を必要とした増補改訂の早い段階において加えられた可能性が高い。

Ⅴ 仮名反切と「反」表示なしの仮名音注とは異なる増補段階において付載されたが、その前後関係は詳らかではない。仮名音注が増補改訂の後段において付

加されたと推測する。

本論／第3篇は大きく四つの部分に分かれる。

まずは、『節用文字』に付載された仮名音注を整理して一覧とする。音注の分析をするに際しては、字類抄編纂の根幹的な方針『色葉和名』を念頭に置きつつ、和訓との連関を視野に入れて進めなければならない。この点を踏まえながら、節用文字における仮名音注の所載例を【表1】として掲げた。文献の分析にとって、最も重要な基礎データの構築と言える。

同書は首尾を欠く零帖ながら、仮名音注は単字と熟字あわせて約七百五十に及ぶ見出し語となるため、実際には約千二百に及ぶ仮名音注を数える。このように相当数ある仮名音注を、中国語音韻史上における中古漢語が示す中古音 (Ancient Chinese) を援用して分類する。音節構造の異なる中国語 (IMVF / T = I 頭子音・M介音・V主母音・F末子音 / T声調) と日本語 (CV = C子音・V母音) では、字音としての把握が容易ではない。

次に、中国語と日本語との音節構造の違いを理解するため、韻母別分類を適用し、その結果を【表3】～【表7】に集約した。その際には、便宜的基準の一つとして、三根谷徹説による中古音と切韻系韻書の所属韻を加えている。韻母(-MVF)については三根谷説が提示するⅠ・Ⅱ・ⅢA・ⅢB・Ⅳの五韻類に分類する方法を用いる。すなわち「便宜上〈韻腹〉 u の有無を超えて -u 、 -iu を〈韻頭+韻腹〉としている韻母を u 系と呼び、同時に〈韻尾〉を除く部分が -i 、 -iu である韻母を u 系と呼ぶ方法」である。また、介母の有無によって、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ韻類は〈直音韻類〉、ⅢA・ⅢB韻類は〈拗音韻類〉とも分類する。加えて、仮名音注の字音的な特徴を考察する際には、本邦における仮名音注の実態と比較検討する方法を用い、先行する『倭名類聚抄』『類聚名義抄』等の辞書類や『大般若経字抄』『金光明最勝王経音義』等の音義書類も参看した。仮名音注すなわち仮名書きによる音注の模索は、より日本語に馴化した字音の把握を必要とする現実に対応した結果と言える。このような漢語(あるいは漢字)の移入と馴化を経て、

字音は日本語の中に定着していったことがわかる。韻母別分析の結果を示すため、各韻類ごとに、仮名音注が示す字音の把握状態を斜体 *italic* のラテン文字（いわゆるローマ字）で集約していく。対応する日本語の音節構造 CV を便宜的に表示する手段である。これによって、基本的な字音の対応を集約すること（韻類ごとの対応表は省略）になる。なお、日本語音韻史における音変化などを反映する場合には、括弧で囲む処理をしている。

さらには、声母別分類を適用し、その結果を【表9】と【表15】に集約した。同じく中古音を三根谷説によって示す。中古音の示す声母は、*p*-系, *pʰ*-系, *t*-系, *tʰ*-系, *s*-系, *sʰ*-系, *k*-系, *kʰ*-系に分類される。*n*-, *l*-は便宜的に *t*-系または *tʰ*-系の後に配置する。声母の字音的な特徴を分析した結果は、【表16】になる。仮名音注が目指す字音の把握は、すでに日本語に馴化した段階を示しており、いわゆる呉音の特徴と漢音の特徴を区別する状況にはない。また、積極的な濁音表示は限定的であり、日本語の清濁に関わる区分は原則的になされてはいない。ただ

し、いわゆる中国唐代における鼻音声母の非鼻音化 (denasalization) を反映する仮名音注の対応においては、日本語の濁音を想定できる場合がある。韻母別分類と同じく、本邦における仮名音注の実態と比較検討する方法を用いて、先行する『倭名類聚抄』『類聚名義抄』等の辞書類や『大般若経字抄』『金光明最勝王経音義』等の音義書類も参看した。やはり、仮名音注の付載はより日本語に馴化した字音の把握を必要とする現実に対応した結果と言える。このような漢語あるいは漢字の移入と馴化を経て、字音は日本語の中に定着していったことがわかる。

本論／第3篇の終わりとしては、仮名音注と仮名反切の機能分担を明らかにした。『節用文字』における字音の把握は、初期の増補改訂段階において反切を基本とした。これは中国語音が示す規範性を重要視した結果と認められる。ただし、掲出字の字音把握に関して留意を必要とする場合、いわゆる呉音あるいは和音として定着している字音の把握を含む場合には反切に依らず、同音字注（○反の表示形式）を付加することがあった。それらの方法でも字音の把握が困難と判断し

た場合、仮名反切が付載された。よって、増補改訂の早い段階における字音の把握は、反切・同音字注・仮名反切を用いたと推測する。しかし、さらなる利便性の高い要求があったのであろう。『節用文字』のような辞書は、漢文の訓読や作成において活用が期待されたであろうから、和訓を確認するとともに、掲出字の字音を求める場面もあったはずである。それに応えて、字音語の充実という観点から仮名音注の増補に踏み切ったと想定できる。これは増補改訂の後段に当たると考えられる。実用的な字音の把握を可能とするため、より日本語に馴化した仮名のレベルによる標音を目指したわけである。

ここで第3篇全体を俯瞰すれば、次のようになる。第1篇に示したⅠ～Ⅲ、第2篇のⅣ・Ⅴに続く結論である。

Ⅵ 仮名音注を示す七百五十五例は、一定の編纂方針のもと、より多くの字音把握を目指す増補改訂が進んだ段階において加えられた可能性が高い。増補改訂の早期に付載された仮名反切とは異なる。

VII 仮名音注が目指す字音の把握は日本語に馴化した段階を示している。いわゆる呉音の特徴と漢音の特徴を区別する意識はない。中国語音を導入した段階では重層的であったが、やがて渾然と融合した馴化の状況を呈している。

以上要するに、本論文が目指したところは、『節用文字』に付載された音注を、和訓との連関を視野にいれつつ整理分析し、日本漢字音の観点から『節用文字』に付載された仮名音注が、日本語に馴化した字音レベルの実態の反映であることを明らかにすることである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、字類抄諸本の一つである『節用文字』の漢字音注に関する研究である。本論文の学術史上における価値は、本邦の国語古辞書における漢字音注全体の研究結果をまとめた初めての研究として極めて高い価値を有するものと認められる。論文構成は、序論と本論から成り、本論は第1篇～第3篇の三部構成にな

っている。以下、その構成順に従い、具体的な評価を述べる。

序論では本論文の目的及び『節用文字』の資料的特徴、音注に関する加点の実態を指摘している。『節用文字』は首尾を欠いた零帖ではあるが、多くの見出し語を掲げており、その篇部類の特徴から『世俗字類抄』や『色葉字類抄』など、字類抄諸本と酷似することを指摘するとともに、そこには「色葉和名」という編纂の原則に留意しながら、和訓とともに字音の充実を企図した増補改訂の状況が窺われることを明らかにしている。また、古辞書史上重要な位置を占める『節用文字』でありながら本格的な研究がなされて来なかった理由として、増補改訂と書写伝承の過程で生じた諸テキスト間における文献批判上の問題がその原因のひとつとしてあることを指摘している。本論文では厳正な文献批判的手続きのもとに校定がなされ着実な成果をあげている。

本論の第1篇では、『節用文字』に付載された反切と同音字注を対象として、その出典考証と分析を行っている。中国側の文献である『切韻』系韻書や『玉篇』、

本邦側のそれとしては『篆隸万象名義』『新撰字鏡』『類聚名義抄』『法華經音義』『法華經字音点』等と対照させるといふ堅実な方法によって、反切の典拠を明らかにしている。同音字注の全五例「尺反・元反・鬼反・京反・生反」については、いずれも非中古音的同音字注であり、「掲出字の字音を把握する上で留意しなければならぬ場合に付載された」ものとの指摘がなされているが、なぜ留意が必要なのかについてはなお考究の余地がある。字音体系と字音のレベル認識との問題への言及が必要であろう。

本論の第2篇では、『節用文字』に付載された二種類の仮名音注、すなわち仮名音注末尾に「反」表記が付加されているものと付加されていないものについて分析を加え、それらが並出する原因を明らかにしている。仮名反切は『節用文字』では掲出字の傍らには原則として加點されず、掲出字の訓注が加點される左注の位置に集中的にみられるところから、訓注と区別するために「反」を付加したものであることを指摘するとともに、これらの位置に加點されたものを標準的形式、

それ以外の位置に加点されたものを変則的形式として両者の差異を精査し、標準的形式である仮名反切は「一定の編纂方針のもとに」「増補改訂の早い段階」に、変則的仮名音注は「増補改訂の後段」に加点されたものであることを指摘している。

本論の第3篇では、『節用文字』の大半を占める仮名音注を分析対象として考察がなされている。三根谷徹推定の中国語中古音 (Ancient Chinese) の体系を比較対照の尺度として用い、千二百を数える仮名音注の全用例をその枠組みによって整理・分類した精緻かつ龐大な字音表は本論文の真価ともいべきもので、まさに圧巻である。この字音表によりすべてのデータの検証を可能なものとして提供した功績は、斯学裨益するところ大なるものがあると高く評価される。

△韻母▽に関する考察では、三根谷説に基づいて中国語中古音の△韻母▽をㄨ系△Ⅰ韻類▽、ㄩ系△Ⅱ韻類▽などの十韻系に分け、韻目ごとに中古音との基本的対応とその異例が示されている。先行する本邦の辞書類『倭名類聚抄』『類聚名

義抄』や音義書類『大般若經字抄』『金光明最勝王經音義』等々を参看対照した
△韻系▽単位にまとめられた一覧表の記述と考察は詳細を極め、よく中古音と仮
名音注との関係を捉えており、字音把握の実態解明に大きく貢献している。特に、
仮名音注が示す字音の形を*italic*のローマ字によって転写*transliteration*すること
より、中国語の音節構造との対応関係が鮮明に捉えられ、字音表の利便性を高め
ているところが注目される。

△声母▽に関する考察では、同じく三根谷説に基づいて口蓋性介母の差異を区
別した頭子音ごとに九つの系に分けて、中国語中古音との対応関係とその異例が
示されている。ここでも韻母の分析と同様に先行する本邦の辞書類や音義書類な
どを参観対照した△声系▽単位にまとめられた緻密な一覧表を作成している。

そこから導き出される結果としては、日本語への馴化の進んだ和音のレベルを
示し、いわゆる呉音的特徴と漢音的特徴とを区別する状況がみられないこと、さ
らに濁音表示についてはそれを明示した例が限定的であるところから、日本語の

清濁に関する区別は原則的になされていないと指摘している。いわゆる濁音の問題はそれが音韻として定位した時期と絡んで日本語史の上での関心事である。したがって、そのことを論じるためには『節用文字』の掲出字に加点された清濁を区別する声点の存在することをどう解釈するか、声母での考察の成果と併せてその見解の提示が望まれるところである。

△韻母▽別および△声母▽別分類による全体の分析の結果、『節用文字』に付載された仮名音注は、日本語に馴化した字音レベルの様相を呈していることを解明している。これは国語辞書に付載された音注という点からも首肯できるもので、この点を実証してみせた意義は大きい。

第3篇の終わりには、仮名反切と仮名音注との機能分担および仮名音注全体のまとめが述べられている。両者の機能分担を説いた箇所、本論第2篇で言及された「仮名反切は増補改訂の早い段階に、仮名音注は増補改訂の後段に記載された」という主張が繰り返えされているが、この違いを「機能分担」という言葉で

捉えようとすることは穏当ではない。「機能分担」という言葉で説明するならば、少なくとも字音の馴化レベルの相違か、あるいは音系の違い等を考慮する必要があるだろう。

第1篇・第2篇の考証を受けて、第3篇では、仮名音注が「日本語に馴化した段階」を反映していること、同じく「呉音の特徴と漢音の特徴を区別する意識はない」こと、以上二点をまとめとしている。前者は、国語辞書に付載された字音注であることから大いに首肯できるものであり、後者は、「類聚名義抄」が反切による正音と和音とを峻別することを踏まえた上での帰結として導かれたものでありこれも首肯できるものである。願わくは、前者のような字音のレベルとして把握された字音体系がいつ頃の日本字音と認められるのかが示され、また、後者については和訓との関連において仮名音注の加点の位置、すなわち掲出字の「右注」、「左注」「左傍」、「右傍」というその位置の機能を考慮した分析がなされていけば、一層深化した成果を導くこととなったといえよう。

以上、本論文が構成する序論および本論（第1篇〜第3篇）に従い評価を述べてきた。『節用文字』は千を越える大量な字音注を抱えるが、それらを的確に整理・分類し、本邦の辞書や音義書等と対照させつつ行う音注の分析と記述は精緻を極めている。中国語中古音との対照により、基本的対応と異例的対応とを明らかにし、仮名音注の体系の究明に努めたところに本論文の真価がある。分析のために作成された大字音表は研究者にとって計り知れない利便を供するものであるとともに、日本漢字音史を構築する上で、国語辞書に記載された字音の研究がますます重要性をもつことを本論文は教えている。本論文の日本語史上、日本語学史上になし得た功績は大きいものがある。

よって、本論文の提出者、二戸麻砂彦は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

二戸 麻砂彦 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試問を行った結果、博士(文学)の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十八年十二月二日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	久野	マリ子	印
副査	國學院大學教授	諸星	美智直	印
副査	愛媛大学教授	清水	史	印